

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 林 哲 也

条例第 4 0 号

(別紙)

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立長井児童クラブの項中「熊谷市立長井児童クラブ」を「熊谷市立妻沼東児童クラブ」に改め、同表熊谷市立秦児童クラブの項を次のように改める。

熊谷市立第２妻沼東児童クラブ	熊谷市上根３５８番地
----------------	------------

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。